

守口市地域生活支援拠点等 整備の取り組み



守口市シンボルキャラクター
もり吉

守口市 健康福祉部 障がい福祉課

守口市の概要

▶ 人口 142,279人（令和4年4月1日現在）

▶ 面積 12.71km²

▶ 障がい者数（令和4年3月末日現在）

身体障がい者手帳 7,972人

療育手帳 1,710人

精神障がい者保健福祉手帳 1,711人

手帳所持者 計11,393人

自立支援医療（精神通院） 3,144人

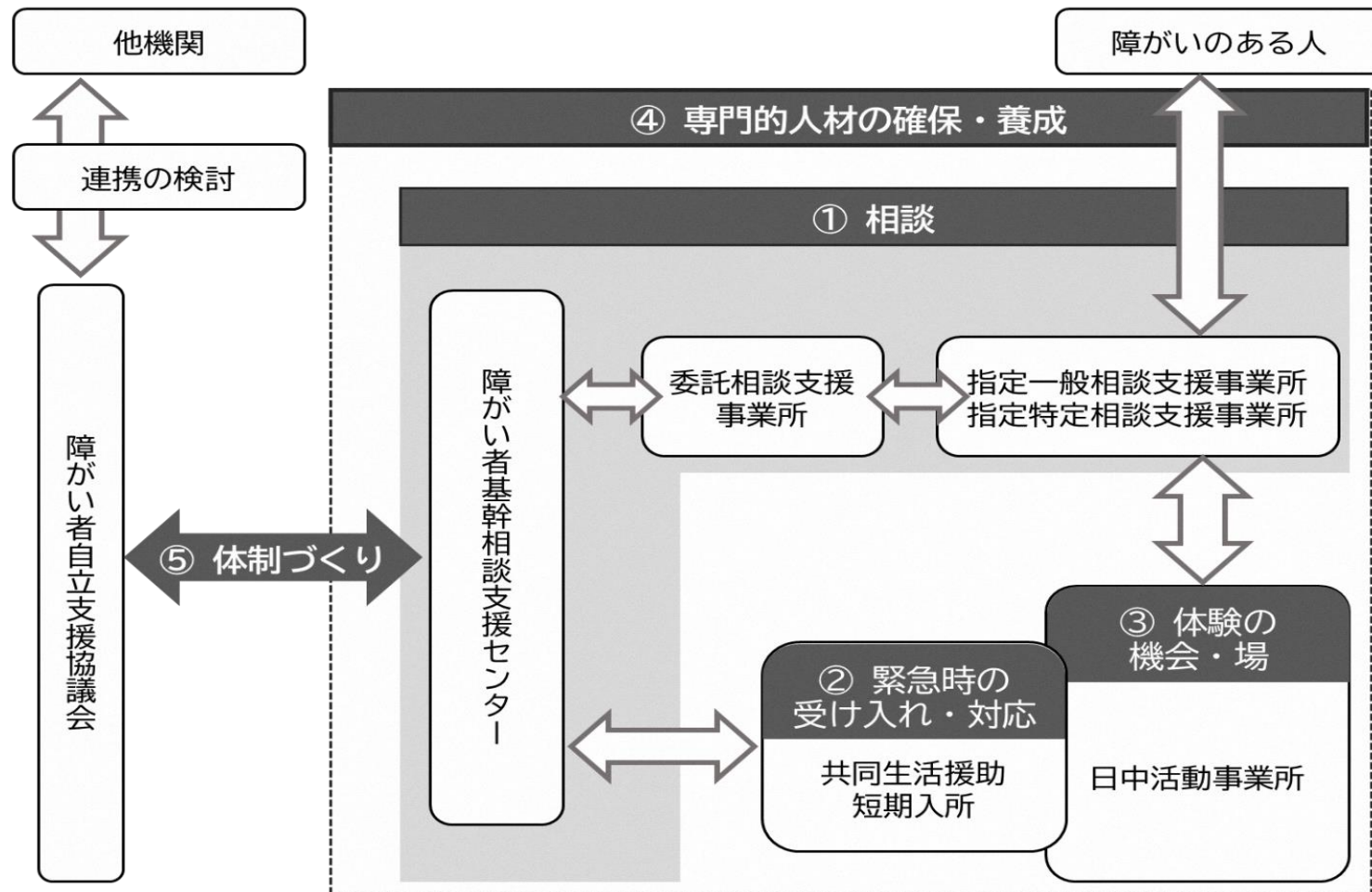


整備プロセスの概要

- ▶ 平成29年度：第5期守口市障がい福祉計画の中で、面的整備により地域生活支援拠点等を整備することを掲げる。
- ▶ 平成30年度：市内の短期入所事業所と緊急一時保護に係る委託契約を締結。
- ▶ 以降、地域生活支援拠点等で求められる機能について、ソフト面とハード面それぞれでアプローチをしていく。（現時点では主にハード面に注力している）
- ▶ ソフト面については、自立支援協議会の支援者実務者会議等で検討をしながら市内の事業所の協力を得て整備を進める。
- ▶ ハード面については、市未利用地を活用し、市が拠点の機能を担う事業所を公募。市未利用地を廉価または無償で貸与し、民設民営で事業者が施設整備をしてもらう。
- ▶ 令和4年度現在、主に「緊急時の受け入れ・対応」や「体験の機会・場」の機能を有する拠点が市内に2か所
(このほか、整備中の施設は2か所、今後整備予定が1か所)

守口市における拠点整備イメージ

【守口市地域生活支援拠点等の整備の全体像】



整備に対する考え方

- ▶ 市が必要としている事業を必須事業と定め、市内に当該事業を実施する事業者を誘致する。
- ▶ 市未利用地を廉価または無償で貸付け、民設民営により施設整備を行う。
- ▶ 事業者の選定にあたって、公募型プロポーザルを実施する。
- ▶ 貸付料については、事業者からの提案制とし、無償の提案も可能だが、その場合は貸付料に係る配点が0点となる。

上記考え方を採用した経緯

- ▶ 当初、共同生活援助のニーズに対して、市内の共同生活援助施設が少なく、マンションの一室を活用されていることが多かったため、近隣住民とのトラブル等もあり、受け入れ人数の多い施設を整備するためには土地の確保が必要と判断。
- ▶ 本市の施設運営の大方針は、“民でできることは民で、行政はその補完と支援”
- ▶ 未活用の市有地があったため、その未利用地を活用し、事業者を誘致することになった。

守口市の拠点一覧

- ▶ 拠点① 委託契約で整備済
短期入所（緊急時の受け入れ）、障がい児委託相談
- ▶ 拠点② 土地の貸付により整備済
共同生活援助・短期入所（緊急時の受け入れ、体験の機会・場）
- ▶ 拠点③ 整備中
生活介護等（体験の機会・場）
- ▶ 拠点④ 整備中
生活介護等（体験の機会・場）
- ▶ 拠点⑤ 公募中



支援の事例

- ▶ 拠点①
- ▶ サービス：生活介護・放課後等デイサービス・短期入所・計画相談 等
- ▶ 平成30年7月 障がい者緊急一時保護事業に係る委託契約を締結
- ▶ 機能：緊急時の受け入れ・対応、指定福祉避難所
- ▶ 内容：
 - 2床の空床を常時確保し、虐待や養護者の急病・急死等により現在の居住場所における居住が困難になった障がい者を緊急かつ一時的に保護する。
- ▶ 予算額：7,009,372円（令和4年度）
 - ※ただし、実際に保護を行った場合、短期入所として報酬を請求できる場合はその日数分を返金してもらう。
- ▶ 契約締結に至った経緯：
 - 市内に短期入所事業所が少なく、虐待等の対応時に保護を行う場所の確保に苦慮していたため、緊急時の受け入れ先の整備を急いでいた。

支援の事例

▶ 契約締結をしたメリット

- ・短期入所事業所と調整が不要であり、即時入居が可能。
- ・一般の短期入所事業所と違い、虐待被害者の保護対応（匿名対応等）ができる。
- ・相談機能を有しているなので、アセスメントがない対象者でも保護時にアセスメントができる。

▶ 契約締結をしたデメリット

- ・空床を確保するための費用なので、不作為であっても費用が発生する。

支援の事例

▶ 実績

平成30年度：2名、総利用日数：83日

平成31年度：4名、総利用日数：115日

令和2年度：7名、総利用日数：190日

令和3年度：3名、総利用日数：82日

▶ 対応事例

●男性（療育手帳A） 利用期間：19日間

虐待通報があり、同居中の母からネグレクトを受け、市が虐待認定

●男性（療育手帳A） 利用期間：28日間

本人から家族への暴言、暴力があり、同居が難しいため保護

●男性（精神手帳2級） 利用日数35日間

母との関係から体調を崩し、精神的な負担があることから虐待認定

●このほか、養護者の入院のため保護を行った事例など

課題・今後の取り組み

- ▶ 拠点②の具体的な「体験の機会・場」の運用方法について、事業者とすり合わせをする。
- ▶ 体験の機会・場の運用方法について、市を經由して運用するか、民間同士の契約で運用できるようにするか、検討をしている。
- ▶ ソフト面について、自立支援協議会の支援者実務者会議等で検討をしながら市内の事業所の協力を得て整備を進める。
- ▶ 地域生活支援拠点等の整備の検証・検討方法については、現在市が主力となってハード面の整備をしているため、自立支援協議会に対して報告する段階でとどまっており、今後検証・検討方法について決定していく。
- ▶ 現在、5つ目の拠点となる、医療的ケア児等を受け入れられる短期入所及び児童発達支援事業所を公募中。

医療的ケア児等短期入所施設整備促進事業

- ▶ 令和4年度主要施策
- ▶ サービス：短期入所・児童発達支援・障がい児相談支援
 - ※前提として、医療的ケア児等を受け入れることができること
- ▶ 拠点の機能：相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場

公募に至った経緯

- ▶ 医療的ケアが必要な児童を受け入れられる施設（短期入所）が不足。
- ▶ 市内の障がい児通所支援を利用する児童が年々増加しているため、障がい児支援の充実強化を図るため、市未利用地（旧市立保育所跡地）を活用して公募を実施。

公募スケジュール

- ▶ 10月14日まで募集要領を配布中。
- ▶ 外部委員を含めた選定委員会により令和4年度中に選定し、来年4月に土地の貸付に関する契約を締結する予定。
- ▶ 令和5年度以降、選定事業者により施設整備を実施し、早くて令和6年度に工事着工、令和7年度に事業開始予定。